

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	換気空調系原子炉建屋排風機(B)サクシヨンペーン動作確認において、駆動操作器である手動式エアシリンダーシール部よりエアリークが認められたため、当該エアシリンダーを点検修理。	D	
2	3号機	復水ろ過器(H)出口導電率計点検時、計器元弁においてシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
3	4号機	タービン主蒸気系蒸気加減弁シートドレン出口弁用電動弁において、当該電動弁接続フレキシブル電線管コネクタ部の損傷(割れ)が認められたため、当該電線管及びコネクタ部交換。	D	
4	4号機	監視機能健全性確認検査(その1の1)において、設定値確認検査を実施したところ、検査対象(残留熱除去ポンプ(C)吐出圧力高)動作値に基準値外れが認められたため、検査結果を「否」とし検査を中断、当該計器の交換を検討。	D	
5	4号機	復水器(A)内配管防熱板点検時、止め金具の劣化(蒸気による侵食)が認められたため、当該止め金具を修理。	D	
6	4号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その4)論理回路作動確認において、検査前準備条件(CS自動位置)が整っていない状態で検査を実施したことが認められたため、対応を検討。	C	
7	3.4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造吸着塔入口側均圧弁において、当該弁摺動部よりエアリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
8	3.4号廃棄物処理設備	固化系濃縮廃液供給ポンプ乾燥機側移送ラインにおいて、配管詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353